

令和6年8月6日

第8回定例会
議事録

文京区教育委員会

文京区教育委員会議事録

第 8 号

令和6年 第8回 定例会

日時：令和6年8月6日（火）午後2時

場所：区議会第二委員会室

「出席」

教 育 長	丹 羽 恵 玲 奈
教育長職務代理者	清 水 俊 明
委 員	坪 井 節 子
委 員	小 川 賀 代
委 員	福 田 雅

「説明のために出席した教育局職員」

教育推進部長	吉 田 雄 大
教育総務課長	熱 田 直 道
学務課長	中 川 景 司
教育推進部副参事	宮 原 直 務
教育指導課長	山 岸 健
教育施設推進担当課長	藤 咲 秀 修
児童青少年課長	鈴 木 大 助
教育センター所長	木 口 正 和
真砂中央図書館長	猪 岡 君 彦

「書記」

庶務係長	大 川 育 子
庶務係主事	星 考 貴

令和6年

第8回教育委員会定例会

令和6年8月6日（火）午後2時
場 所 第二委員会室
議事録署名人 坪井節子委員

第1 議事録の承認

議事録第6号（令和6年第6回定例会）

議事録第7号（令和6年第7回定例会）

第2 議案の審議

第35号議案 文京区指定文化財の指定について（諮問）

第36号議案 文京区立幼稚園管理規則の一部を改正する規則

第37号議案 文京区立幼稚園における長時間保育等の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第3 報告事項

(1) 学校給食費支援給付金事業の実施について (資料第1号)

(2) 文京区子ども読書活動推進計画策定に伴うアンケート調査について (資料第2号)

(3) 区立図書館の図書館機能向上について (資料第3号)

第4 その他の事項

「開 会」

(13:58)

○丹羽教育長 それでは、第8回教育委員会定例会を始めさせていただきます。

まず、出席状況から確認させていただきます。委員は、全員ご出席いただいております。理事者は、宇津木教育推進部副参事が欠席しております。

本日の議事録署名人でございますが、坪井委員にお願いしたいと思っております。よろしくお願いたします。

(はい)

第1 議事録の承認

議事録第6号（令和6年第6回定例会）

議事録第7号（令和6年第7回定例会）

○丹羽教育長 それでは、議事日程に入らせていただきます。

第1、議事録の承認です。議事録第6号及び第7号がお手元にあるかと思います。事前にご確認いただいておりますが、なお、訂正の必要がありましたら、この会の終了までにお申し出いただきたいと存じます。よろしくお願いたします。

第2 議案の審議

第35号議案 文京区指定文化財の指定について（諮問）

○丹羽教育長 それでは、議案の審議に入らせていただきます。本日の審議は3件でございます。

まず、第35号議案「文京区指定文化財の指定について」。この件について説明をお願いいたします。

○教育推進部長 ただいま議題とされました第35号議案、文京区指定文化財の指定に係る諮問につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

文京区文化財保護条例第20条では、区指定文化財として指定を行う場合には、あらかじめ文京区文化財保護審議会に諮問することとしております。

本案は、この規定に基づき、新たな指定文化財候補として、「心城院版木 付 御鬮筆筒」を諮問するものでございます。

それでは、指定候補の概要をご説明いたします。

心城院版木及び御鬮筆筒について、所在地は、湯島三丁目32番4号。

所有者は、宗教法人心城院となります。

心城院版木の員数は59面、付けたりの御鬮筆筒は1棹になります。制作年代については、版木は近世後期から近代、御鬮筆筒は近世後期の文政8年（西暦1825年）になります。

指定の種別としては、有形文化財の「書籍・典籍」になります。心城院版木は、絵札や御影などの絵像類が4種4面、経典類が7種18面、護符などの札類が13種13面、御鬮が1種17面、それ

以外に分類されるものが7種7面に大別されます。

心城院版木は、心城院が弁財天信仰及び歓喜天信仰の寺院であることを背景として、それに関連するものが多く、同寺での宗教活動をうかがうことができます。また、御鬮の版木には文政8年（西暦1825年）の墨書銘があり、同じく銘文によって同年に制作されたことがわかる御鬮筆筒とともに、同寺における什物の整備と御鬮の頒布といった動向をうかがうことができる点で重要です。これらは、心城院の歴史を考える上で重要な資料であるとともに、近世から近代にかけての庶民の信仰や印刷文化を知る上でも貴重な資料であります。

今回の答申につきましては、令和7年1月ごろを予定しております。

以上、本案につきまして、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○丹羽教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等はございますでしょうか。

○福田委員 別に反対とかそういうことではないんです。そもそも見てないので何とも言えないんですけど、これが文化財に値するというご判断は、どなたというかどうかという機関がされているんですか。

○教育総務課長 実際にはこれから文化財保護審議会にかけまして、これが指定にふさわしいかどうかを専門家の方々にご検討いただくんですけれども、その前の、本日ここに上げる前の段階といたしましては、教育総務課の担当の職員がいろいろ調査をいたしまして、これは諮問するのがふさわしいだろうと判断をして、今回議案として提案させていただいております。

○清水委員 今の教育委員会で一応見てきたというその前の段階で、心城院のほうから文京区の文化財に認めてくださいという申請があって、これが始まったということよろしいのでしょうか。

○教育総務課長 文化財として認めてくださいというよりは、こういったものがありますよという情報提供をいただいて、それを受けて私どもが調査をしたという形になっております。

○清水委員 ちなみに、こういった形での情報提供というのはよくあることなんでしょうか。

○教育総務課長 こうしたお寺さんですとか、そういった方々とはいろいろ接する機会がありますので、話の中でそういったものがありますよという情報提供をいただくことはあります。実際に、これまでの指定されたものについてもそういった形で情報提供していただいたものも少なくないという状況でございます。

○清水委員 わかりました。

○福田委員 一旦指定されると、その後の保存はどのような形になるんでしょうか。

○教育総務課長 指定されますと、所有者のほうにもこれを文化財として保存する責務が生じまして、区といたしましては、保存とか管理、修復等に要する費用の一部を補助したり、必要に応じて助言をしたり勧告をしたり、所有者と区で協力してこの文化財を保存していくという形になります。

○丹羽教育長 ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、お諮り申し上げます。ただいまの件につきまして、提案理由のとおりお認めしてよろしいでしょうか。

（異議なし）

○丹羽教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

第36号議案 文京区立幼稚園管理規則の一部を改正する規則

○丹羽教育長 次に、第36号議案「文京区立幼稚園管理規則の一部を改正する規則」について、説明をお願いいたします。

○教育推進部長 ただいま議題となりました第36号議案、文京区立幼稚園管理規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由をご説明いたします。

改正内容でございますが、配付してある資料5ページをご覧ください。

別記様式第3号が改正となります。具体的には、様式中段に、登録利用開始月及び長期休業中の利用の有無を申請者に記入していただく項目を追加いたします。

この規則の施行期日は令和6年11月1日でございます。

説明は以上でございます。本案につきまして、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○丹羽教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等はございますでしょうか。

○清水委員 2ページのものとは5ページは同じものということでしょうか。

○学務課長 同じものになります。

○小川委員 管理規則が変わったということで記入項目がふえたということですが、管理規則、どのように変わったので、この2項目が追加されたのかという追加説明をお願いいたします。

○学務課長 規則については、規則の本体といいますか、文書のほうは特に変更はなくて、様式の変更ということで今回ご提案させていただいています。

○小川委員 そうしますと、これまで、例えば長期休業中の利用とか行われていたけれども、特に申請する場所がなかったという理解で合っておりますでしょうか。

○学務課長 おっしゃるとおりで、利用開始月とか長期休業中、夏休みとか、そういう時に利用するかとかは、申請のときに当然確認をしていたところではありますが、申請書の欄としては設けていなかったということで、今回、聞いていることをきちんと紙に落とすということで欄を設けたということになります。

○坪井委員 この規則の変更に関連してということで、文京区で幼稚園の預かり保育というのは現在どのくらい使われているのでしょうか。

○学務課長 それぞれ幼稚園によって定員があるのですが、登録利用という前提で考えると、定員の7割ぐらいが埋まっている状況になっています。

○坪井委員 保育園の利用と幼稚園の預かり保育の利用というのは、どんなところで利用の違いが出てきているのでしょうか。

○学務課長 保育園の場合は延長保育まで含めると、19時15分（7時15分）までお預かりをしているところですが、幼稚園の預かりについては、最長で18時ということで、預かり時間が保育園に比べては短いという状況にはございます。

○坪井委員 そうすると、利用される方の中には、ここにあるように、就労とか、看護・介護、保育園のときと同じような利用も書かれているので、就労されている方も、幼稚園に子どもさんを預かり保育を使って預けて、6時までにお迎えに行ける人だったら幼稚園を使っているという状況は

あるわけですね。

○学務課長 おっしゃるとおりで、そういった状況はございます。

○丹羽教育長 ほかにいかがですか。

大丈夫でしょうか。

それでは、お諮り申し上げます。ただいまの件につきまして、提案理由のとおりお認めしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○丹羽教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

第 37 号議案 文京区立幼稚園における長時間保育等の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

○丹羽教育長 次に、第 37 号議案「文京区立幼稚園における長時間保育等の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」でございます。説明をお願いします。

○教育推進部長 ただいま議題となりました第 37 号議案、文京区立幼稚園における長時間保育等の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由をご説明いたします。

本件は、文京区保育所における保育に関する条例施行規則の様式変更に伴う改正となります。

改正内容でございますが、資料 5 ページをご覧ください。

別記様式第 1 号が改正となります。具体的には、様式中段の「希望する保育施設等」の下線部分でございますが、従来は、第 8 希望まで記載が可能であったところ、改正案では第 10 希望まで記入が可能になっております。

この規則の施行期日は令和 6 年 11 月 1 日でございます。

説明は以上でございます。本案につきまして、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○丹羽教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等はございますでしょうか。

○坪井委員 従来第 8 だったのを第 10 までにしたというのは、何か背景があるんでしょうか。

○学務課長 本件につきましては、ことし 2 月の教育委員会のときに、もともと第 5 希望までしか書けなかったところ、AI を選考に導入したことで、第 8 希望まで記載ができるようになるということでお諮りしたところです。

もともと入園選考は区長部局の幼児保育課で実施していますが、第 10 希望まで書けるようにということを目指していたところ、昨年度については、AI を導入して最初の選考だったこともございまして、安全を見てというか、何か不具合等があった場合に備えてということで第 8 希望までという形にしたのですが、今般 AI での選考も滞りなくできたということで、当初予定していた第 10 希望までに変更したところでございます。

○清水委員 第 8 希望まで可能になってから時間はまだたっていないと思いますけども、第 8 希望まで埋めてくるような人は結構多いんですか。

○学務課長 入園選考自体、我々のほうで細かい部分を把握しているわけではないので、割合としてどの程度の方が、第何希望まで書いたかということは情報としては持っていないところです。選

択の幅を広げるという趣旨で実施していますので、全ての方が多くの園を希望していることはない
と認識していますが、希望する園が多い方については、こういう形で選択肢がふえることについて
は歓迎されていると聞いております。

○清水委員 選択肢がふえることでのデメリットは何かございますか。

○学務課長 これは申し込む側の話になってきますが、希望の濃淡といいますか、希望していない
のにもかかわらず多く書いてしまって、例えば、いざ第8希望に決まったら、「そこはあまり望んで
なかった」という形になってしまうケースも、まれにはあるので、書いていただくからにはそこに
行く可能性もあるということも申請者側も認識していただいた上で申請していただくことが必要か
と思っています。

○清水委員 わかりました。

○小川委員 幼稚園の長時間保育って、通っている幼稚園での長時間保育なので、第8とか第10ま
で書く必要ってあったのかなって思ってしまったんですけども、お子さんが通っている幼稚園以
外の幼稚園でも、移って、残りの延長保育の申し込みができるというシステムなんでしょうか。

○学務課長 前段の議案と重複してしまっただころもありますが、これはあくまで保育のほうになり
ますので、教育部局で該当する施設でいうと、柳町こどもの森のみになります。実際にお申し込
みいただくときには柳町こども森も含めて保育園全園が対象となっていますので、これは預かり保
育の申請のための様式ではないということになります。

○小川委員 それじゃ、これは申し込みをするときの書類という理解でよろしいでしょうか。

○学務課長 はい。

○坪井委員 今、保育を申し込もうとされる方は、保育園を選ぶかこども園を選ぶかということは
並列して選べるわけですね。保育園を書いて最後、こどもの森を書くとかということとはできると
いう意味でよろしいんですか。

○学務課長 ここで言う保育部分、柳町こどもの森も幼稚園部分と保育園部分がございしますが、こ
の申請で該当するのは、柳町保育園、保育部分ということになりますので、幼稚園はそもそも、入
園選考ではなく、お申し込みいただいて、応募者多数の場合は抽選という形になります。ここにつ
いては柳町こども森のうちの保育園部分が該当し、柳町以外の区立保育園だったり私立保育園だっ
たりをご希望される方もいるので、その中で第10希望まで記載ができるということになっており
ます。

○丹羽教育長 ほかにいかがでしょうか。

大丈夫ですか。

それでは、お諮り申し上げます。ただいまの件につきまして、提案理由のとおりお認めしてよろ
しいでしょうか。

(異議なし)

○丹羽教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

第3 報告事項

(1) 学校給食費支援給付金事業の実施について

○丹羽教育長 続きまして、報告事項に入らせていただきます。本日は3件ございます。

初めに、「学校給食費支援給付金事業の実施について」でございます。この件について説明をお願いします。

○学務課長 それでは、資料第1号に基づきまして、学校給食費支援給付金事業の実施についてご報告申し上げます。

本件につきましては、昨年12月に開催されました総合教育会議においてご意見を賜りましたが、区立以外の小・中学校等に通う家庭を対象に給食費相当額を支給する事業を実施するものです。

対象は、文京区に住民登録のある区立小・中学校に在籍していない児童・生徒の保護者で、国やほかの自治体等による補助を受けていない方になります。

給付額は表に記載のある1月当たりの単価に在住月数を乗じた金額となります。こちらの単価は、区立小・中学校の給食食材費に相当する額を月額換算したものととなりますが、上半期分、下半期分の2回に分けて支給をする予定です。

実施方法ですが、ラインまたは郵送での申請を受け付けます。2回目以降は保護者の方からの申請を省略し、区から支給を申し込む形をとります。事業実施に当たっては、申請受付や審査等の業務を業者に委託します。

スケジュールは記載のとおりですが、今年度は4月から9月の上半期分を支給する予定です。

報告は以上になります。

○丹羽教育長 この件について、ご意見、ご質問等はございますでしょうか。

○福田委員 手続のところで、ちょっと細かいんですが、2回目以降は申請を省略して区から支給を申し込むというのは、イメージがわからなかったんですが。

○学務課長 こちらにつきましては、初回はこちらから申請をいただくという形になるのですが、学年が上がった後も引き続き給付を希望する方がほとんどだと考えております。そうした際に毎年毎年申請をしていただくのは手間になるところで、こちらから支給をしますということで2回目以降もそういうご案内の通知を出すのですが、もしそこで、今回以降はもらいませんという意思表示をされた方については、給付はしないということで、それに対して特に返事等がない方については、2回目以降も支給をするという形をとるものでございます。

○福田委員 そうなると、2回目以降は対象の要件というものを確認しないことになるんですか。

○学務課長 要件はもちろん確認はいたします。例えば転出していけば、文京区民でなくなるので対象にもなりませんし、私立にいた方が区立に転校するようなケースもありますが、そういったケースがあれば、区立の無償化の対象になるということで、その対象になるかならないかというところは、こちら事務局のほうできちんと確認はしていく予定でございます。

○坪井委員 先ほど福田委員がおっしゃられたところですが、区から支給を申し込むというのがよくわからなかったんです。どこへ申し込むのかなというのがあったんですが。

○学務課長 支給を申し込むというのは、区から保護者に対してということで申し込むという文言を使っております。

○坪井委員 こだわるわけじゃありませんけど、申し込むというふうには使わないんじゃないですか。区が支給を継続する趣旨に該当するみたいな意味なんじゃないかと思うんです。区が保護者に

申し込むというのは変ですよ。使ってくださいと言っているみたいな感じですよ。

○学務課長 こちらの制度設計にあたっては、給付事業を子育て部門で既に実施しているということもあって、そのときにどういう形でそういった通知等を発出しているかということ参考にした上で、基本は区として既にやっている事業と同様の文言とか、同様の形をとるのが、誤解がないだろうということで、文言として申し込むということを採用した経緯がございます。

○福田委員 感覚的にはすごくよくわかりますが、どういうことかなと思って。

○坪井委員 行政が区民に申し込むということですか。

○丹羽教育長 これは、区がかわりに支給を申し込むという意味で、区民がやらないからということなのかなと思ったんですけど、確認すればよかったです。失礼しました。

○学務課長 区が区に申し込むということではなくて、区が保護者に申し込むという理解です。

○丹羽教育長 そういうことなんですね。

○学務課長 今回これについては要綱も定めて給付事業を実施するところで、法規担当にも相談しながら制度設計を検討してきたという経緯があって、その際にこういった文言を採用している、同様の趣旨の事業ということでこういった言葉を選んだということでございます。

○坪井委員 ほかのところでもこの言葉を使うんですか。区から住民に申し込むという言葉を使うんですか。

○学務課長 少なくとも今、実際に給付事業を実施しているところでは、同じような形で申し込むという文言を使っているという実績はございます。

○丹羽教育長 今から要綱をつくるんですよ。

○学務課長 要綱は既に決裁完了しています。

○丹羽教育長 わかりました。ということは、法規担当のほうでこの文言で間違いないと確認しているということですよ。

○学務課長 もちろん確認しております。

○丹羽教育長 一般の方にわかりにくい言葉だなということは多分言えるんだと思いますけれども、文書実務上、法務上は問題がないということなのかなと思います。

○福田委員 シンプルに質問すると、いわゆる自動継続というものと何が変わるんですか。

○学務課長 自動継続というとなしに継続してしまうことになるのですが、こういった給付を1回はもらったものの次回以降はもらわないという、それぞれの考え方が区民の方にもあるということで、そういった意思確認は区として行うべきということで実施するものでございます。

○丹羽教育長 申請に基づいて給付をするというものなので、申請をいただくところ、だから自動継続ではないんですよ。そういう意味ですよ。ちょっとわかりにくい文言ではあったかと思いますが、よろしいでしょうか。

はい。

この件はここまでにします。

(2) 文京区子ども読書活動推進計画策定に伴うアンケート調査について

○丹羽教育長 次に、報告事項の(2)「文京区子ども読書活動推進計画策定に伴うアンケート調査

について」でございます。説明をお願いいたします。

○真砂中央図書館長 資料第2号をご覧ください。本件につきましては、5月の教育委員会におきまして、今年度から来年度にかけて計画策定する旨を報告させていただきましたが、本日は、アンケート調査項目、その内容についての報告をさせていただきます。

1、概要。令和8年度から次期計画策定に向けた基礎資料とするため、アンケート調査を実施するものとなっております。

2、調査対象者です。区立小学校3年生、5年生、区立中学校2年生、区立幼稚園・保育園の保護者及び都立高等学校2年生を対象に実施をいたします。参考に、令和2年度に実施しました前回回答数を記載しております。都立高等学校2年生については今回初めての調査となっております。

3、調査票（案）につきまして、2ページ別紙をご覧ください。2ページと3ページは小学生を対象とした調査票となっております。質問1につきましては、読書の有無と読んだ本の種別の設問とし、質問2につきましては、読書量の設問となります。過去に実施しました調査におきましては、本を読んだか否かを問う設問となっておりますが、今回、新聞や漫画などを含め、詳細を把握する設問としております。質問3、質問4では、読書に対する好意度とその理由を問う設問とし、質問5では、本を読まない場合の理由について問う設問としております。質問6、質問7では、学校図書館と区立図書館の利用頻度をそれぞれ問う設問とし、質問8では、期待する図書館についての設問としております。

4ページ、5ページにつきましては、中学生、高校生を対象とした調査票となります。小学生用と多少の表現変更はしておりますが、設問については、それぞれの年代を比較するため同様にしております。

6ページと7ページは、幼稚園・保育園の保護者を対象とした調査票となります。質問1、質問2では、図書館の利用状況と利用していない場合、その理由を問う設問としております。質問3は、ご家庭における絵本の保有状況。質問4は、絵本の入手方法についての設問としております。質問5、質問6、質問7は、読み聞かせの状況についての設問。質問8は、保護者の読書の状況についての設問としております。質問9は、お子様の好きな本。質問10は、図書館への希望についての設問としております。

調査票につきましては、先月末に第1回子ども読書活動推進計画策定検討委員会を開催いたしまして、調査項目に対するご意見もいただきましたので、今後それらのご意見を踏まえながら最終調整してまいりたいと思っております。

1ページ目にお戻りください。4、調査方法となります。区立小学校・中学校の児童・生徒に対しましては、各校へ調査票を配布、回収いたします。区立幼稚園・保育園の保護者に対しましては、QRコード記載のチラシを配布し、Webによる回答を依頼いたします。また、都立高等学校の生徒に対しましても、同様にWebによる回答を依頼いたします。

5、調査時期です。今後、本内容につきまして、文京区議会へ報告した後、本年11月の実施を予定しております。

また、本年度中にアンケート調査結果の集計、分析を行いまして、次年度の計画策定に向け、計画の方向性について今後検討を進めてまいります。

説明は以上となります。

○丹羽教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等はございますでしょうか、

○坪井委員 とてもおもしろいアンケートなので、ぜひ結果を知りたいです。私が電子書籍にあまり精通してないせいなんですけど、質問の1-2で、子どもさんたちに「スマートフォンやタブレット、パソコンを使って読んだものはありますか」とありますね。この質問は、本自体あるいは図鑑自体を全て電子書籍として読んだことなのか、それとも、その部分を使ってネットで情報を得てもそれに入るのかというあたりはどうなんでしょうかというのが1つです。

○真砂中央図書館長 見づらいんですが、上の網かけのところに、全体に対する注意事項として書いてございます。※の2つ目のところで、「スマートフォンやタブレット、パソコンを使って読んだものも入りますが、メールやラインなどについては入りません」という形で、メールやラインで流れてくるようなものについては対象外としておりますが、いわゆる電子書籍といったものは対象になるということでこちらは扱っております。

○坪井委員 例えば、調べ物をして、一部をパソコンで検索をして出てくるのがあるじゃないですか。図鑑だとか、小説の一部というものは、全部を読んだことを言っているのか、一部を抜き書きして見た項目もこれに入るんですか。

○真砂中央図書館長 こちらはいわゆる Web で調べたものは入らないということで、電子書籍という形、そういったもので考えております。確かに委員ご指摘のとおり、ちょっとわかりづらい部分があるかもしれませんが、そこは調査する段階で表現はもうちょっと工夫してまいりたいと思っております。

○坪井委員 もう1つ。保護者へのアンケートなんですけど、6の「読み聞かせをする際に電子書籍を利用したことはありますか」という項目があります。これは親が読み聞かせをするという意味なんですか。それとも、電子書籍に出てくる音読の機能を使ったという意味なんですか。

○真砂中央図書館長 こちらは、親が電子書籍を活用したところをイメージしております。

○坪井委員 今、電子書籍だと、音読させて子どもにそれを見せて、読んでいるところまで音が出てくる書籍みたいなものがある。そういう意味ではないということですか。

○真砂中央図書館長 タブレットなどで電子書籍の絵本がありますので、それを見せていくというのをイメージしております。そこも前回の検討のときにも議論があったところですが、お子様に対する絵本としては質感だとか、本の大きさが絵本によってさまざまあるので、そういったものを見せていったほうがいいのではないかというご意見が一部ありました。そういった中でも昨今は電子書籍がかなり普及してきておりますので、そういった実際に絵本という質感が見れない形で本を見せていくという実態もあるということも把握していこうといった設問となっております。

○坪井委員 子どもにタブレットを見せて絵本をめくりながら音読を聞かせているというのはどっちに入るんですか。

○真砂中央図書館長 こちらの設問6の定義におきましては、電子書籍という形で言うので、いわゆる音読するような形ではなくて、絵本の電子版をイメージしております。ちょっとわかりづらいですかね。

○坪井委員 私は、電子書籍をたとえ使ったとしても母親なり父親が読んであげているというのが

とても重要だと思っているので、電子書籍で音を聞かせて本を読んで、自分は声も出さずに親が読ませているというのまで含めるとすると、ちょっと寂しいなという気がしたので、その設問の仕方を聞いたところです。

○真砂中央図書館長 委員ご指摘ありましたとおり、電子書籍のところも絵本の電子書籍版を見て親が読むものと、そのまま音声で流れるものがまた一つ捉え方が違うところがあるかなと思いますので、そこの部分ちょっと考えてまいりたいと思います。ご意見ありがとうございます。

○福田委員 この調査結果を受けて具体的にどういう施策につながっているのかというのを聞いてみたいと思います。具体的に過去にどんな調査結果が出て、こういう施策をしましたというのがあれば。アンケート自体は非常におもしろいなと思うんですけども、それが何につながるのかなというのを教えていただければなと思います。

○真砂中央図書館長 調査の中でも2つ捉えておきまして、例えば読書の有無と読書量とか読書に対する好意度、図書館の利用状況、これらについては前回も調査をしており、これまでも毎年調査をしておりますので、経年の比較をしていこうというところです。例えば読書量で、前回と前々回調査を比べたときに、かなり読む冊数が減ってきているという分析結果が出ております。そういったところを今回調査して、さらに読書する量が減っているのかどうか、まず分析していきたいというところが定量的な部分になります。

また、定性的な部分としては今回の調査の特徴といたしまして、読書の種別に対する設問をしております。今までは、本を読んだか読んでないかというところを聞いていますが、新聞を読んでいるかどうかを聞いたり、漫画を読んでいるかどうか、さまざまな、何を読んでいるかを聞いておりますので、何を読んでいるかというところをしっかりと把握した上で、こういったものを図書館としても提供していくのがいいのだろうか、そういったところも検討の材料にしていきたいなと思っております。

また、本を読まない理由も、今回設問として加えたところでございます。本を読まない理由で、今まで何となく、中学生、高校生になってくると部活動で忙しいのではないかと、感覚的なところで把握をしていたのが、そこを実際に数量的な把握をしていくことによって、子どもたちがどういったところで時間がとれないかを把握した上で、仮に忙しい、時間がとれないということであれば、そういったすき間時間に何かできるような事業施策を考えると、そういった形で展開を進めていければなと思っております。

○清水委員 これまでもやられているということですが、前回あるいは前々回の回収率はどのくらいだったのでしょうか。

○真砂中央図書館長 小学生と中学生の部分に対しては、学校を通じましてそれぞれ調査票を配付しておりますので、基本的には100%の回収になっております。ただ、保護者のところが、前回でも何%が調査対象になったかというところが掲載されていなくて、そこが今把握できてないところです。

今回については、引き続き小学生と中学生については学校を通じて行いますので、回収率100%になってくるかなと思っておりますが、幼稚園・保育園の保護者と高校生に対してはWebによる回答になりますので、一定回収率が出てきます。その部分について今回しっかりと分析して、次回以

降の参考にしてまいりたいと思っております。

○清水委員 高校生がちょっと心配かなと思ったところです。これは文京区在住の都立高校2年生ということですか。

○真砂中央図書館長 今回は特に文京区在住ということではなくて、区内にあります都立高等学校2年生全員に対して行う形ですので、他区に住んでいて文京区内の都立高校に通っている子についても対象と考えております。

○清水委員 区内にある都立高校ということですね。わかりました。

○丹羽教育長 ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

はい。

(3) 区立図書館の図書館機能向上について

○丹羽教育長 (3)「区立図書館の図書館機能向上について」の説明をお願いいたします。

○真砂中央図書館長 それでは、資料第3号、区立図書館の図書館機能向上について、ご報告をいたします。

1、概要でございます。文京区内、現在約140万点の蔵書、資料がございますが、これらにICタグを貼布いたしまして、セルフ貸出やセルフ返却など、利用のセルフ化を図ることで、利用者のプライバシーに一層配慮したサービスを提供してまいります。あわせまして、多様な学習活動ができる環境づくりを進め、学びの拠点として機能向上を図ってまいります。

2、機能向上の内容となります。

最初に(1)「ICT機器導入による機能向上」となります。2ページ目に参考といたしまして、導入のイメージをお示ししておりますので、あわせてご覧ください。

1「セルフ貸出・返却サービス」となります。セルフ貸出機及び返却機を設置いたしまして、利用者自身で簡易に手続きできるようにいたします。

2「セルフ予約受取サービス」となります。インターネット等で予約しました資料の受け取りを利用者自身でできるようにいたします。

3「セキュリティゲート管理」となります。図書館の入り口へセキュリティゲートを設置いたしまして、館内資料の管理の強化を図るとともに、今後入館者数の把握が可能となりますので、資料の貸し出し以外のニーズの分析にも活用してまいりたいと考えております。

4「ハンディ機器の導入による蔵書管理」となります。全ての資料にICタグを貼布いたしまして、それをハンディタイプの読み取り機器を利用して一括して読み取ることが可能となります。これまで蔵書点検等におきまして、一つ一つの資料のバーコードを読み取るという作業を行ってまいりましたが、これらの効率化が図られてまいります。

次に、(2)「閲覧環境の整備による機能向上」となります。各館による施設の状況を踏まえながら、利用席の増設を検討するとともに、利用要件を緩和することで学習目的の利用を今後進めてまいります。

3「今後のスケジュール」です。本年12月までに真砂中央図書館の所蔵資料へのICタグ貼布を

完了いたします。令和7年1月に真砂中央図書館へセルフ貸出機を先行導入いたしまして、一部サービスを開始いたします。

令和7年3月までに全ての所蔵資料へICタグの貼布を完了させ、令和8年1月に図書館システムの更新とともに、全館におけるサービスを開始いたします。

説明は以上です。

○丹羽教育長 ただいまの説明について、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。

○清水委員 セルフ貸し出しのシステムは機能を向上する上で非常に重要だと思います。ほかの図書館でも取り入れているところはあると思いますけれども、問題点、課題は、ある程度情報共有できているのでしょうか。

○真砂中央図書館長 文京区では今回初めて全館に入れていくところになっております。他区におきましては、23区中、現在19区で導入しているということでかなり導入が進んでおります。今聞いている中では蔵書点検のときに、先ほどハンディタイプの機器を使って点検を行うことをお伝えしたところですが、レーザーで信号が発信されるので、それが反響して本の読み取りにふぐあいが出るといったことを聞いています。先ほど簡易に全てレーザーを当てることによってできるとご報告しましたが、実際に使用してみると、かなり反響して一部本が読み取れないところが出てくるといった話も聞いておりますので、導入時の蔵書点検におきましては、丁寧にそこら辺を進めていく必要があるかなと思っております。

そのほかの点につきましては、先ほどのご説明でも入れさせていただきましたが、これまでの利用サービスにおきましては、基本的に窓口に来て職員が本をバーコードで読み取って貸し出すという形でやっていましたが、セルフ化することによって、職員を介さずに本を借りられることとなります。人によっては、どういった本を借りているかというところを他人に見られてたくないといったニーズ、ご意見もありますので、そういったところはかなり向上してくるかなと期待しておりますので、そういった利用者のご意見をしっかり聞きながら今後進めてまいりたいなと思っております。

○清水委員 システム的にもデバイスのにも、後からのほうがよりいいものができるのではないかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○坪井委員 このシステム自身、大人たちにはすごく便利なんじゃないかなと思ひます。たまたま私の小学生の孫が近くの区立図書館が大好きで、しょっちゅう行っています。夏休みの宿題、自由研究みたいなものがありますね。私、すごくびっくりしたんです。何かやりたいことがあって、それを持っていった。図書館に夏休み自由研究相談窓口があって、そこで相談をしたら、職員の方が、こういう本どうかな、こういうふう設定できるよねみたいなことでちゃんと書類をつくってくれて、帰ってきて、親は、それを見て、「これを出せばいいじゃない」ぐらいのすばらしいものをつくってくれました。子どもとしてはもっとやりたいらしいんですけど、職員の方たちが対面で子どもたちに本を勧めてくれたり、研究の仕方を教えてくださっているという図書館の実際の活動を直接知らなかったの、すごく大事なことだし、知ってほしいなと思ひたんです。

こういうことはもちろんいいと思うんです。省けた手間をそちらにかけていただくにしても、人と人との対話の中で育まれていく読書条件というのがすごくあるなと思ひているので、そのあたり

はよろしく願いいたします。

○真砂中央図書館長 今ご利用いただいているということでありありがとうございます。図書館のほうでもそういった夏休みの自由研究のサポートとか読書感想文のサポートを職員が対応させていただいております。また、夏休みにおいては、調べる学習コンクールという形で、図書館で調べものをしてお子さまたちがまとめて、こういった研究成果があったかというコンクール募集もやったり、そういったサポートをしているところでございます。

今ちょっと懸念のあったところが、今回セルフ化が導入されることによって、これまで窓口対応していた職員が、窓口以外の対応が当然できてくると思っております。そうすることによって、図書館に必要な機能としてよく言われているのが、レファレンス業務、利用者がどういった本を探しているかというところをしっかりと聞き取りをして、その本を見つけてお渡しをしていく。今、委員からお話がありましたとおり、子どもたちに対して話しかけ、呼びかけていくことによって、どういった本に興味があるかを一緒に探していくといった業務が非常に重要なところなので、窓口の業務が一部省力化されることによって、本当に図書館に必要な業務に人員を割っていくことができるようになるかなと期待しているところでございます。そういった取り組みについても今後しっかり委託事業者とともに検討してまいりたいと思っております。

○丹羽教育長 ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。

はい。

では、こちらが用意した案件は以上でございます。

第4 その他の事項

○丹羽教育長 その他の事項に行きますが、その他、この際ですので、何かございましたらお願いいたします。

よろしいですか。

はい。

それでは、第8回定例会はこれをもって終了させていただきます。ありがとうございました。

(14 : 53)

令和6年8月6日

議事録署名人

教育長

委員